



11月14日より
公募スタート!!

革新的ものづくり・商業・サービス 開発支援補助金

(通称:ものづくり補助金)

公募期間 平成28年11月14日(月) ~ 平成29年1月17日(火)※当日消印有効

〈ものづくり補助金とは?〉

経営力向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の経費の一部が補助される制度です。毎年1000億円程度の予算規模で公募されるため、国内でもっとも有名な補助金の1つとされています。

補助上限額と補助率

申請類型	補助上限額			補助率
	基本額	下記aの条件を満たす場合	下記bの条件を満たす場合	
① 第四次産業革命型	3,000万円	2,000万円	3,000万円	補助対象経費の2/3以内
② 一般型	1,000万円			
③ 小規模型	500万円	1,000万円	1,500万円	

補助上限額の引上げ (一般型、小規模型のみ)

a 雇用(維持)・5%以上の賃金引上げ計画に基づく取組みの場合

b 上記aに加え、最低賃金引上げの影響を受ける場合

※詳細は上記表をご確認ください。



〈当事務所の支援内容〉

初回相談	無料	着手金	15万円(税別)
補助金申請代行	補助金額の10% ※ 不採択となった場合は上記料金はいただきません。 ※ 採択となった場合の料金下限は50万円(税別)です。	備考	<ul style="list-style-type: none"> 補助金申請代行料金は申請が採択された後に分割にてお支払いいただくことが可能です。 補助金申請代行料金のうち、30万円(税別)は、採択発表時にお支払いいただきます。

ご芳名・法人名	電話番号
住所	業種
ご要望	<input type="checkbox"/> 補助金申請を依頼したい <input type="checkbox"/> 補助金申請について詳しく聞きたい

〈お申し込みはこちらまで FAX:088-822-1173〉

白川浩平税理士事務所 TEL:088-822-1173

〒780-0862 高知市鷹匠町1丁目3-22よさこいビジネスプラザ2F

